

業務委託契約書



契約番号第 _____ 号
令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

委託者 尼崎市東七松町2丁目4番16号
尼崎市
代表者 尼崎市公営企業管理者

印

受託者 住所 _____

氏名 _____ 印

業務名

尼崎市上下水道電話受付センター構築及び運営業務委託

業務の履行場所

契約金額

〔 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 〕

円

円

委託の期間

契約締結日～令和12年 6月30日

契約保証金

支払条件

業務完了後、適法な請求を受けた日から 30 日以内一括払

上記業務の委託について、委託者尼崎市と受託者 _____
との間に次の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれ
を履行するものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、委託者及び受託者が記名押印のうえ各自1通
を保有する。

尼崎市業務委託契約約款

(総則)

- 第1条 委託者及び受託者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）及び別添の図面、仕様書又は見本（以下「仕様書等」という。）に定めるところに従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び仕様書等を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受託者は、契約書記載の委託業務（以下「委託業務」という。）を契約書記載の委託契約の期間（以下「履行期間」という。）内に履行するものとし、委託者は、契約書記載の契約金額の委託料（以下「委託料」という。）を契約書記載の支払条件に従い支払うものとする。
- 3 受託者は、この約款又は仕様書等に特別の定めがある場合及び委託者と受託者との協議により定めたものがある場合を除き、委託業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 4 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 5 この約款又は仕様書等に定める委託者又は受託者による催告、請求、通知、報告、申出、届出、承認及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この約款及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に関する一切の紛争（裁判所の調停手続を含む。）については、日本国の裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。
- 12 受託者が共同企業体を結成している場合においては、委託者は、この契約に基づく全ての行為を当該共同企業体の代表者に対して行うものとし、委託者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づく全ての行為は、当該企業体の全ての構成員に対して行ったものとみなす。
- 13 前項の場合において、受託者は、委託者に対して行うこの契約に基づく全ての行為について、共同企業体の代表者を通じて行わなければならない。

(業務主任担当者)

- 第2条 受託者は、委託業務の履行についてその内容の管理をつかさどる業務主任担当者（委託業務に関し、主として指揮及び監督を行う者をいう。以下同じ。）を定め、この契約締結後7日以内に書面により委託者に通知するものとする。当該業務主任担当者を変更したときも、同様とする。

(業務計画表の提出)

第3条 受託者は、この契約締結後14日以内に仕様書等に基づいて業務計画表を作成し、委託者に提出しなければならない。

2 委託者は、必要があると認めるときは、前項の業務計画表を受理した日から7日以内に、受託者に対してその修正を請求することができる。

3 委託者は、この契約の変更により履行期間又は仕様書等が変更された場合において、必要があると認めるときは、受託者に対して業務計画表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて前2項の規定を準用する。

4 業務計画表は、委託者及び受託者を拘束するものではない。
(権利義務の譲渡等)

第4条 受託者は、この契約に基づいて生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ委託者の承認を得たときは、この限りでない。

2 受託者は、前項ただし書の承諾を受けて委託料に係る債権を譲渡した場合は、その譲渡により得た資金を委託業務の履行に必要な経費以外に使用してはならず、また、当該資金の使途を明らかにする書類を委託者に提出しなければならない。

3 第1項ただし書の承認があった場合においては、受託者は、委託者が指定する事項をその第三者に遵守させるための措置を講じなければならない。

(著作権の譲渡等)

第4条の2 受託者は、委託業務の内容に成果物の作成が含まれる場合においては、その成果物（委託業務の内容にその電磁的記録の作成が含まれているときは、当該電磁的記録及び当該電磁的記録を記録した記録媒体を含む。以下同じ。）に係る知的財産権（著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他知的財産に関して法令により定められた権利、これらの権利を取得し、又は登録等を行う権利その他これらの権利に類する権利をいう。以下同じ。）について、委託者及び受託者が協議して別に定める場合を除き、当該成果物の引渡し時に委託者に無償で譲渡する。

2 前項の場合において、受託者は、委託者及び受託者が協議して別に定めるものを除き、成果物について、委託者及び委託者の指定する第三者に対して、著作者人格権を行使しない。

3 受託者は、第1項の規定により譲渡された著作権について委託者が著作権法第77条の著作権の登録を行うときは、これに協力するものとする。

4 第1項の場合において、受託者は、成果物に係る第三者の知的財産権を侵害しないことを保証する。

(調査等)

第5条 委託者は、必要があると認めるときは、受託者の委託業務の処理状況につき、必要な調査をし、又は受託者に報告を求めることができる。

(一括再委託の禁止)

第6条 受託者は、委託業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受託者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ委託者の承認を得なければならない。

3 委託者は、受託者に対し、委託業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号、名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

4 受託者は、委託者から前項の請求があったときは、遅滞なく、請求のあった事項を委託者に通知しなければならない。

5 第4条第3項の規定は、第2項の承認があった場合について準用する。

(特許権等の使用)

第6条の2 受託者は、委託業務の履行に当たり、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている材料、実施方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその材料、実施方法等を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(契約保証金)

第7条 受託者は、この契約の締結と同時に、契約金額(単価契約の場合にあっては、その契約単価に予定数量を乗じて得た額の合計額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額。以下この条において同じ。)の100分の5に相当する額以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、委託者が特に必要がないと認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、受託者が次の各号のいずれかに該当する保証を付したときは、同項の契約保証金の納付は要しない。

(1) 尼崎市公営企業局会計規程(平成30年尼崎市水道局管理規程第19号)第61条に規定する有価証券等の提供

(2) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する金融機関(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関をいう。)又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証

(4) この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結による保証

3 前項の保証は、その保証金額又は保険金額を契約金額の100分の5以上としなければならない。

4 受託者が第2項第2号から第4号までに掲げる保証のいずれかを付す場合は、当該保証は、第12条第2項各号に規定する法律に基づき同項各号に掲げる者が行うこの契約の解除による損害についても保証するものでなければならない。

5 受託者は、第2項第4号の保証に付したときは、当該履行保証保険契約に係る保証証券を委託者に寄託しなければならない。

6 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の100分の5に達するまで、委託者又は受託者は保証の額の増額又は減額を請求することができる。

(委託業務内容の変更等)

第8条 委託者は、必要があると認めるときは、委託業務の内容を変更し、又は委託業務の履行を一時中止させることができる。

2 前項の場合において、委託者は、必要があると認めるときは、受託者と協議して、委託業務の変更内容を書面に定め、又は契約金額（単価契約の場合にあっては、その契約単価（変更があった場合にあっては、変更後の契約単価）、契約金額に変更があった場合にあっては変更後の契約金額。以下この条及び第14条第1項第2号において同じ。）若しくは履行期限を変更しなければならない。

3 受託者は、次条第2項の規定による履行期限の延長又は前項の規定による委託業務の内容、契約金額若しくは履行期限の変更の協議が整った場合において、この契約を変更する必要があるときは、委託者が指定する日から5日以内に、委託者が指定する変更契約書又は請書を委託者に提出しなければならない。

4 受託者は、第1項の規定による委託業務の履行の一時中止があった場合において、損害を受けたときは、その損害の賠償を委託者に請求することができる。

(事故発生理由書の提出等)

第9条 受託者は、その責めに帰すことができない理由により履行期限内に委託業務を完了することができないおそれがあるときは、直ちに、その理由及び委託業務を完了することができる時期等を記載した書面を委託者に提出しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による書面の提出があった場合においては、その事実を調査し、正当な理由があると認めるときは、委託者が必要と認める範囲において、履行期限を延長することができる。

(成果物の引渡し)

第9条の2 受託者は、委託業務の内容に成果物の作成が含まれる場合において、その委託業務を完了したときは、直ちに、その成果物を委託者に引き渡さなければならない。

2 前項の規定による成果物の引渡しは、第18条第2項（同条第3項後段において準用する場合を含む。）の検査に合格した時に完了するものとする。

3 成果物の所有権は、前項の引渡しの完了をもって委託者に移転するものとする。

(危険負担)

第10条 成果物の引渡しの完了前に生じた一切の損害は、受託者の負担とする。

(委託者の解除権等)

第11条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、受託者に対して相当の期間を定めてその履行その他の是正（以下「履行等」という。）を求める旨の催告をし、その期間内に履行等がなされないときは、この契約を直ちに解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく所定の期日までに委託業務に着手しないとき。
- (2) 履行期間内に、委託業務を完了しないとき又は委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 第4条第2項の規定による書類の提出をせず、又は虚偽の内容の書類を提出したとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がこの契約に違反したとき。

2 前項の規定にかかわらず、委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、この契約の解除をすることができる。

- (1) 第4条第1項の規定に違反し、第三者に委託料に係る債権を譲渡し、又は承継させたとき。
- (2) 第4条第2項の規定に違反し、委託料に係る債権の譲渡により得た資金を委託業務の履行に必要な経費以外に使用したとき。
- (3) この契約の締結又は履行について不正があったとき。
- (4) この契約上の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) この契約上の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみではこの契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 委託業務の性質又は委託者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、受託者が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に委託料債権を譲渡したとき。
- (9) 受託者が第14条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (10) 受託者（受託者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務委託契約を締結する事務所の代表者をいう。

以下この号において同じ。)が暴力団員であると認められるとき。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約又は資材、原材料等の購入契約その他の契約（以下「再委託契約等」という。）に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受託者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約等の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該再委託契約等の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

(11) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する事項に該当するとき。

(12) 国税、地方税その他公課の滞納処分又は強制執行を受けたことによりこの契約の目的を達することができないとき。

(13) 受託者が尼崎市公営企業局の契約事務における公正な職務執行を確保するための手続等に関する要綱（平成30年4月1日施行）第2条において、例によることとした尼崎市契約事務における公正な職務執行を確保するための手続等に関する要綱（平成23年8月1日施行）第4条第1項に規定する不当行為者に認定されたとき。

(14) 労働関係法令の重大な違反をしたとき。

(15) 受託者とこの契約に基づき履行すべき業務に係る下請等契約又は労働者派遣契約を締結した者が労働関係法令の重大な違反をした場合において、委託者が受託者に対して、当該下請等契約又は労働者派遣契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

3 委託者は、前2項の規定によりこの契約を解除した場合において、受託者に生じた損失があっても、これを一切補償しないものとする。

4 第1項各号又は第2項各号に掲げる事項が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、第1項又は第2項の規定によりこの契約を解除することができない。

5 委託者は、第1項又は第2項の規定によりこの契約を解除する場合において、受託者（受託者が共同企業体であるときは、その代表者。以下この項において同じ。）の所在を確認できないときは、委託者の事務所にその旨を掲示することにより、受託者への通知に代えることができるものとする。この場合におけるその効力は、その掲示の日から10

日を経過したときに生ずるものとする。

(違約金)

第12条 受託者は、次のいずれかに該当する場合においては、委託者が別に定めるときを除き、契約金額（単価契約の場合にあつては契約単価（変更があつた場合にあつては、変更後の契約単価）に各予定数量を乗じて得た額の合計額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額、契約金額に変更があつた場合にあつては変更後の契約金額。第14条第1項第2号を除き、以下同じ。）の100分の5に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、委託者に生じた損害の額が当該違約金の額を超えるときは、受託者は、直ちに、その超える金額を委託者に支払わなければならない。

(1) 前条第1項又は第2項の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当するものとみなす。

(1) 受託者（受託者が共同企業体であるときは、その構成員。以下この項において同じ。）について破産手続開始の決定があつた場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受託者について更生手続開始の決定があつた場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受託者について再生手続開始の決定があつた場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の規定は、同項各号に掲げる場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由により生じたものであるときは、適用しない。

4 第1項の場合（前条第2項第8号又は第10号に該当することを理由としてこの契約が解除された場合を除き、第2項の規定により第1項第2号に該当するものとみなされる場合を含む。）において、第7条第1項の規定による契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、その契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当し、なお不足があるときは、契約代金をもってこれに充当することができる。ただし、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われていないときは、委託料をもって当該違約金に充当することができる。

5 第1項の場合において、受託者が共同企業体であるときは、その構成員は、同項の違約金を連帯して委託者に支払わなければならない。受託者が既に共同企業体を解散しているときは、その構成員であつた者についても同様とする。

(委託者の任意解除権)

第13条 委託者は、業務が完了しない間は、第11条に規定するほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 委託者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受託者に損害を及ぼした

ときは、その損害を賠償しなければならない。

3 前項の規定により賠償すべき額は、委託者と受託者とが協議して定める。

(受託者の解除権)

第14条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の解除をすることができる。

(1) 委託者の都合によるこの契約の履行の遅延又は一時中止の期間が、3月以上又は履行期間の3分の1以上に達したとき。

(2) 第8条第1項の規定により委託業務の内容を変更する場合において、この契約の変更により契約金額が3分の2以上減少することとなるとき。

(3) 委託者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害を受けたときは、その損害の賠償を委託者に請求することができる。

3 第1項各号に掲げる場合が受託者の責めに帰すべき事由により生じたものであるときは、受託者は、同項の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第15条 受託者は、この契約が解除された場合において、支給材料があるときは、委託者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受託者の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定は、貸与品があるときについて準用する。

3 受託者は、この契約が解除された場合において、委託業務用地等に受託者が所有又は管理する委託業務材料、委託業務に係る機械器具、仮設物その他の物件（再委託先が所有し、又は管理するこれらの物件及び前2項の支給材料又は貸与品のうち委託者に返還しないものを含む。以下この条において同じ。）があるときは、受託者は、これらの物件を撤去するとともに、委託業務用地等を原状に復して、委託者に明け渡さなければならない。

4 前項の場合において、受託者が、正当な理由なく、相当の期間内に同項の物件を撤去せず、又は委託業務用地等を原状に復さないときは、委託者は、受託者に代わって当該物件を処分し、委託業務用地等を原状に復することができる。この場合において、受託者は、委託者の処分又は現状復旧について異議を申し出ることができず、また、委託者の処分又は現状復旧に要した費用を負担しなければならない。

5 第1項（第2項において準用する場合を含む。）又は第3項に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第11条若しくは次条第2項の規定によるとき又は第12条第2項各号に規定する法律の規定により同項各号に掲げる者が行うものであるときは委託者が定め、第13条の規定によるときは委託者と受託者とが協議して定め、前条の規定によるときは受託者が委託者の意見を聴いて定めるものとし、第

3項に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、委託者が受託者の意見を聴いて定めるものとする。

(談合行為に対する措置)

第16条 受託者は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、契約金額の10分の2に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）を違約金として委託者の指定する期間内に委託者に支払わなければならない。この契約の履行完了後においても、同様とする。

(1) 公正取引委員会が、受託者に対し、次のいずれかに該当する命令を行い、当該命令が確定したとき。

ア 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項又は第2項の規定による命令（独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限（以下「不当な取引制限」という。）又は不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定若しくは国際的契約に係る命令に限る。）

イ 独占禁止法第8条の2第1項又は第3項の規定による命令（不当な取引制限に相当する行為又は不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定若しくは国際的契約に係る命令に限る。ウにおいて同じ。）

ウ 独占禁止法第8条の2第2項において準用する独占禁止法第7条第2項の規定に係る命令

(2) 公正取引委員会が、受託者に対し、**独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）又は第7条の9第1項若しくは第2項の規定による命令**を行い、当該命令が確定したとき。

(3) 受託者（受託者が法人の場合にあっては、その役員又は代理人、使用人その他の従業者）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定による有罪判決を受け、当該判決が確定したとき。

(4) その他この契約に係る入札に関して、受託者が前各号の規定による違法な行為を行ったことが明らかになったとき。

2 委託者は、受託者が前項各号のいずれかに該当する場合においては、この契約を解除することができる。

3 受託者が共同企業体である場合については、第1項各号及び第2項中「受託者」とあるのは、「受託者たる共同企業体の構成員」として、前2項の規定を適用する。

4 第11条第3項の規定は、第2項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定によりこの契約が解除された場合について準用する。

5 第1項の場合において、委託者に生じた損害の額が同項の違約金の額を超えるときは、受託者は、直ちに、その超える金額を委託者に支払わなければならない。

6 第12条第4項及び第5項の規定は、第1項及び前項の場合について準用する。

(労働環境の確保等)

- 第17条 受託者は、労働関係法令（労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他の労働、雇用又は社会保険に関する法令をいう。以下同じ。）を遵守しなければならない。
- 2 受託者は、尼崎市公共調達基本条例第3条に規定する基本方針に基づく公共調達に関する取組に協力しなければならない。
 - 3 委託者は、この契約に基づき履行すべき業務（次に掲げる業務を含む。）に従事する労働者（労働基準法第9条に規定する労働者をいい、同居の親族のみを使用する事業又は事業所に使用される者及び家事使用人を除く。以下「対象労働者」という。）から、尼崎市公共調達基本条例第19条第1項の規定による通報又は同条第2項の規定による相談（以下「特定通報等」という。）その他の労働関係法令の違反に係る通報又は相談があったときは、受託者又は下請負者等（第1号の下請等契約により同号の業務を行う者又は第2号の労働者派遣契約により同号の業務に従事させるため労働者を派遣する者をいう。以下同じ。）における労働関係法令の遵守状況につき、受託者に報告を求めることができる。
 - (1) 下請等契約（下請の契約、再委託の契約その他これらに準ずる契約により、この契約に基づき履行すべき業務の一部を第三者に請け負わせ、又は委託することを内容とする契約をいう。以下同じ。）に基づき当該第三者が履行すべき業務
 - (2) 労働者派遣契約（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）の規定により自己の雇用する労働者を第三者のためにこの契約に基づき履行すべき業務に従事させることを内容とする契約をいう。以下同じ。）に基づき当該労働者が従事すべき業務
 - 4 委託者は、受託者又は下請負者等が労働関係法令を遵守していないと思料する場合において、特に必要があると認めるときは、その旨を都道府県労働局長その他の関係機関に通報するものとする。
 - 5 委託者は、第3項の規定による要求に対する受託者からの報告があった場合において、前項の規定による通報をするときは、必要に応じ、当該通報に係る都道府県労働局長その他の関係機関に対し、当該報告により得られた情報を提供することができる。
 - 6 受託者は、対象労働者が特定通報等その他の労働関係法令の違反に係る通報又は相談をしたことを理由として、当該対象労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。
 - 7 受託者は、下請等契約又は労働者派遣契約を締結するときは、その相手方と次の各号に掲げる事項について合意しなければならない。
 - (1) 労働関係法令を遵守すること。
 - (2) 労働関係法令の遵守状況に係る報告を求められたときは、速やかにこれに応ずること。
 - (3) 前号の要求に応じて報告した事項が委託者に報告されることを承認すること。
 - (4) 労働関係法令を遵守していないと委託者が思料する場合には、委託者がその旨を都

道府県労働局長その他の関係機関に通報することを承認すること。

- (5) 第2号の求めに応じて報告した事項が委託者から都道府県労働局長その他の関係機関に提供されることを承認すること。
- (6) 対象労働者が特定通報等その他の労働関係法令の違反に係る通報又は相談をしたことを理由として、当該対象労働者に対し解雇その他の不利益な取扱いをしてはならないこと。
- (7) 当該下請等契約又は労働者派遣契約を締結した者が労働関係法令の重大な違反をしたときは、受託者は当該下請等契約又は労働者派遣契約を解除できること。
- (8) 当該下請等契約を締結した者（当該者がさらに下請等契約又は労働者派遣契約を締結した場合のその相手を含む。）がさらに下請等契約又は労働者派遣契約を締結するときは、その相手方と前各号に掲げる事項について合意すべきこと。

(成果報告等)

第18条 受託者は、委託業務を完了したと思料するときは、直ちに、委託業務の成果を委託者に報告しなければならない。

- 2 委託者は、前項の規定による報告を受けたときは、当該報告を受けた日から10日以内に、仕様書等に定めるところにより、委託業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、その期間を15日まで延長することができる。
- 3 受託者は、前項（この項において準用する場合を含む。以下同じ。）の検査に合格しないときは、直ちに、必要な措置を講じて、委託業務を完了させなければならない。この場合においては、前2項の規定を準用する。
- 4 第2項の規定による検査に要する費用は、受託者の負担とする。

(委託料の支払)

第19条 受託者は、前条第2項の規定による検査に合格したときは、所定の手続に従って、委託者に対して委託料の支払を請求するものとする。ただし、支払条件に特別の定めがあるときは、この限りでない。

- 2 委託者は、前項の規定による受託者から委託料の適法な請求を受けたときは、当該請求を受けた日から30日以内に委託料を支払うものとする。ただし、やむを得ない理由があるときは、その期間を45日まで延長することができる。
- 3 委託者がその責めに帰すべき理由により前条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、当該期間が満了した日の翌日から同項の規定による検査を完了した日までの日数は、前項に規定する期間の日数から差し引くものとする。

(履行遅滞に係る延滞違約金等)

第20条 受託者は、履行期限内に委託業務を完了することができなかつたときは、履行期限の翌日から起算して委託業務を完了した日までの日数に応じ、1日につき、契約金額の1,000分の1に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）の延滞違約金を委託者に支払わなければならない。ただし、この契約及び取引上の

社会通念に照らして受託者の責めに帰することのできない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 第12条第4項及び第5項の規定は、前項の場合について準用する。

3 受託者は、委託者の責めに帰すべき理由により前条第2項の規定による委託料の支払が遅延したときは、委託者に対して、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により指定された率による遅延利息の支払を請求することができる。

（業務従事者災害等）

第21条 受託者は、委託業務の履行に関し生じた受託者の委託業務従事者の災害等については、全責任を持って措置し、委託者は何ら責任を負わない。

（損害賠償責任等）

第22条 受託者は、受託者が委託業務の実施に際し委託者に損害を与えたときは、直ちに、その損害を賠償しなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することのできない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 第12条第4項及び第5項の規定は、前項の規定により受託者が支払うべき損害賠償金について準用する。

第23条 受託者は、委託業務の履行に関し第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

2 受託者は、委託業務の履行に関し第三者との間に紛争を生じさせた場合においては、直ちに、委託者にその旨を通知するとともに、自己の責任と負担で当該紛争を解決するものとする。この場合において、委託者が損害を被ったときは、受託者は、当該損害を賠償しなければならない。

（遅延利息）

第24条 受託者は、その責めに帰すべき理由により、この契約に基づき支払うべき金銭をその指定された支払期限までに支払わないときは、当該金銭について、当該支払期限の翌日から支払のあった日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により計算した利息を委託者に支払わなければならない。

2 第12条第4項及び第5項の規定は、前項の場合について準用する。

（相殺）

第24条の2 受託者が委託者に対して金銭債権を有する場合において、委託者が受託者に対して金銭債権を有するときは、委託者は、これらの金銭債権について相殺することができる。

2 前項の場合において、受託者が委託者に対して有する金銭債権の総額が、委託者が受託者に対して有する金銭債権の総額に満たないときは、同項の規定による相殺の充当の順序は、委託者が指定する。

3 前項の場合において、委託者が第1項の規定による相殺の意思表示をしたときは、受託者は、速やかに、その相殺後の残額を委託者に支払わなければならない。

(変更等の届出)

第25条 受託者は、その住所又は氏名（法人にあっては、名称若しくは主たる事務所の所在地又はその代表者の氏名）を変更したときその他委託者が別に定める場合は、速やかに、その旨を委託者に届け出なければならない。

(人権尊重努力義務)

第26条 受託者は、尼崎市人権文化いきづくまちづくり条例（令和2年尼崎市条例第3号）に定める事業者や市民等の責務を遵守し、事業者にあっては「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて、人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

(定めのない事項等の処理)

第27条 この約款又は仕様書等に定めのない事項及び疑義がある事項については、法令（尼崎市の条例等を含む。）の定めるところによるほか、委託者と受託者とが協議して定める。

以 上

「個人情報・データ取扱特記事項」

(総則)

第1条 受託者は、個人情報及びデータの保護の重要性を認識し、この契約による業務（契約書、約款及び仕様書等（仕様書、協議書、函面、見本等をいう。以下同じ。）に基づく業務を含む。以下「委託業務」という。）を実施するに当たっては、個人及び委託者の権利利益を侵害することのないよう、個人情報及びデータを適切に取り扱わなければならない。

(定義)

第2条 この特記事項において、「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項に規定する個人情報及び死者に関する情報（死者に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の死者を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）をいう。

2 この特記事項において、「情報システム」とは、尼崎市情報セキュリティ対策基準第1章2（3）に規定する情報システムを、「データ」とは、同章2（6）に規定するデータをいう。

(取得の制限)

第3条 受託者は、委託業務を行うために個人情報を取得するときは、委託業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(安全管理措置に係る義務)

第4条 受託者は、個人情報保護法第66条第2項の規定に鑑み、委託業務に関して知り得た個人情報又は当該業務に関するデータ（以下「本件個人情報等」という。）について、その漏えい、滅失、き損、改ざん及び委託者が認める場所外への無断持出し（以下「情報漏えい等」という。）の防止その他個人情報又はデータの安全管理のために必要かつ適切な措置（以下「安全管理措置」という。）を講じなければならない。

2 受託者は委託業務を行うに際し、当該委託業務に従事する従業員及び当該委託業務の作業場所を特定しなければならない。

3 受託者は委託業務を行うに際し、本件個人情報等を日本国外に持ち出してはならない。

4 受託者は、本件個人情報等について安全管理措置を講じるにあたっては、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」及び「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」に定める安全管理措置に関する事項を遵守しなければならない。

(秘密の保持)

第5条 受託者は、個人情報その他委託業務の履行に際して知りえた秘密を他に漏らしてはならない。この契約期間満了後及びこの契約の解除後においても、同様とする。

(利用又は提供の禁止)

第6条 受託者は、委託者の許可がある場合を除き、本件個人情報等を、この契約の履行目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第7条 受託者は、委託者の許可がある場合を除き、本件個人情報等を複写し、又は複製してはならない。

(事故等発生時における報告義務等)

第8条 受託者は、委託業務に関する第4条第1項の規定に基づく安全管理措置を講じていないこと、本件個人情報等に係る情報漏えい等の事故が発生したこと又は当該事故が発生するおそれがあること（以下「事故等」という。）を知ったときは、速やかに、委託者にその旨を通知し、委託者の指示を受けるとともに、遅延なく、事故等の状況を書面により委託者に報告しなければならない。

2 委託者は、事故等があった場合において必要があると認めるときは、受託者の名称、事故等の内容その他必要と認める事項について公表することができる。

(従事者への指導等)

第9条 受託者は、委託業務に従事している者及び従事していた者（派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者を含む。以下同じ。）に対し、本件個人情報等の内容のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用させないために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は、委託業務に従事している者に対して、本件個人情報等の保護に関し必要な事項を周知し、又は教育をしなければならない。

3 受託者は、委託者から前項の規定による周知又は教育の実施状況の報告を求められた場合には、当該実施状況等を書面により委託者に報告しなければならない。

4 受託者は、委託者が必要と認めるときは、委託業務に従事している者を個人情報又はデータの取扱いに関する研修（委託者が実施するものその他の委託者が指定するものに限る。）に参加させなければならない。

5 受託者は、委託者に対して、委託業務に従事している者及び従事していた者の全ての行為及びその結果について、責任を負うものとする。

(個人情報等の受領)

第10条 受託者は、委託業務の履行上、委託者から本件個人情報等の提供がある場合は、様式第1号「個人情報及びデータ等受領証兼複製申請書」を委託者に提出しなければならない。

(データ等の持出し)

第11条 受託者は、委託業務の履行上、やむを得ずこの契約による業務に関するデータを委託者の管理する情報システムの外部に持ち出す場合は、様式第2号「データ等借用申請書」を提出し、委託者の許可を受けなければならない。

2 前項に規定する場合は、そのデータを持ち出す際に、暗号化等の措置を行うとともに、

様式第3号「情報持出管理簿」に記録し、この契約の終了の際及び委託者の求めに応じて、これを委託者に提出しなければならない。

(データ等の持込み)

第12条 受託者は、委託業務の履行上、外部から委託者の管理する情報システムにデータ等を持ち込み、作業を行う場合は、様式第4号「データ持込申請書」を提出し、委託者の許可を受けなければならない。

2 前項に規定する場合には、最新のパターンファイルが適用されたウイルス対策ソフト等によりデータ等にコンピュータウイルス等の不正プログラムが書き込まれていないことを確認したうえで、様式第5号「ウイルス検査済証明書」を提出しなければならない。約款第9条の2第1項の規定により成果物としてデータを委託者に引き渡す場合その他委託業務に関して受託者がデータを委託者に引き渡す場合も、同様とする。

(個人情報等の返還等)

第13条 受託者は、委託業務に関して委託者から提供を受け、又は自らが取得し、若しくは作成した本件個人情報等は、この契約終了後、直ちに委託者に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、委託者が別に指示したときは、この限りでない。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により委託者にデータを返還し、又は引き渡す場合について、準用する。

(廃棄等)

第14条 受託者は、委託者の許可がある場合を除き、委託業務に関するデータを保有する必要がなくなったときは、これを確実にかつ速やかに消去しなければならない。この場合において、受託者は、データを消去した日から14日以内に、様式第6号「データ消去証明書」を委託者に提出しなければならない。

2 受託者は、委託業務の履行上、委託者から記録媒体等の廃棄指示があった場合は、これを確実に物理的に破壊し、又は全ての記録を復元不可能な状態に消去した後に廃棄し、その破壊し、又は廃棄した日から14日以内に、様式第7号「廃棄証明書」を委託者に提出しなければならない。

(第三者に再委託する場合の措置)

第15条 受託者は、約款第6条第2項の規定により委託者の承認を得て委託業務の一部を第三者に再委託を行おうとする場合において、その再委託を行う業務内容に本件個人情報等の取扱いが含まれるときは、当該第三者においてその再委託に係る業務に関する本件個人情報等の取扱いに係る安全管理措置が講じられることを、その再委託契約の締結前に確認し、書面によりその内容を委託者に報告しなければならない。

2 受託者から再委託を受けた業務に関してさらに第三者に再委託（それ以降の再委託も含む。以下「再々委託等」という。）が行われる場合において、その再々委託等を行う業務内容に本件個人情報等の取扱いが含まれるときは、受託者は、当該再々委託等を行う者に対し、次に掲げる事項を遵守させなければならない。

(1) 再々委託等を行うことについて、受託者を通じて約款第6条第2項の規定による委

託者の承認を得ること。

- (2) 再々委託等の契約の締結前に、当該再々委託等を受ける者において当該再々委託等に係る業務に関する本件個人情報等の取扱いに係る安全管理措置が講じられることを確認し、書面によりその内容を委託者に報告すること。

第16条 再委託又は再々委託等が行われる場合は、受託者は、再委託又は再々委託を行う者に対し、この特記事項と同等以上の再委託先又は再々委託先遵守義務を定める規定をその再委託又は再々委託等に係る契約に規定させなければならない。

- 2 受託者は、再委託先及び再々委託先に対し、この特記事項に定める受託者の義務（その性質上受託者のみが負うべきものを除く。）を遵守させなければならない。
- 3 受託者は、委託者に対して、再委託先及び再々委託先の全ての行為及びその結果について、責任を負うものとする。

（書類の提出）

第17条 受託者は、契約締結時に、委託者が委託業務に関して定める事項を記載した様式第8号「誓約書」を委託者に提出しなければならない。

- 2 受託者は、委託業務に従事する者に対し、委託業務に従事させる前に、氏名、従事を開始する日、従事を終了する日その他委託者が委託業務に関して定める事項を記載した様式第9号「確認書」を提出させ、その確認書の写しを委託者に提出しなければならない。

（調査等）

第18条 委託者は、必要があると認めるときは、本件個人情報等の取扱いについて、調査を行い、又は受託者に報告を求めることができる。

- 2 受託者は、前項の調査に協力し、及び同項の報告の求めに応じなければならない。

（監査等）

第19条 委託者は、必要があると認めるときは、委託業務に関して必要なセキュリティ対策が確保されていることその他本件個人情報等の適正な取扱いについて、監査し、又は受託者に改善を求めることができる。

- 2 受託者は、前項の監査に協力し、及び前項の改善の求めがあった場合は適切な措置を講じなければならない。

（定期報告）

第20条 受託者は、本件個人情報等の取扱いの状況（再委託先及び再々委託先における状況を含む。）について、原則として、年1回以上、定期的に報告しなければならない。ただし、契約期間が1年に満たない場合は、この限りでない。

（委託者の指示、法令等の遵守）

第21条 受託者は、この特記事項に定める義務を履行するに当たり、仕様書等においてその履行の方法等について委託者の指示があるときは、これに従わなければならない。

ただし、委託者が別に承認したときは、この限りでない。

- 2 前各条及び前項に定めるもののほか、受託者は、個人情報保護法、行政手続における

特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）、
尼崎市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年尼崎市条例第9号）、
尼崎市情報セキュリティ対策基準その他の個人情報の保護及び情報セキュリティに関する関係法令
（尼崎市の条例等を含む。）及び仕様書等の定めを遵守しなければならない。

（契約解除等）

第22条 委託者は、受託者がこの特記事項に違反したときは、約款第11条第1項第4号に該当するものとして、同項の規定に基づき、委託業務の全部又は一部を解除することができる。

2 委託者は、前項に規定する場合において、約款第11条第1項の規定によりこの契約を解除したときは、これにより受託者に損失が生じた場合においても、これを一切補償しないものとする。

3 事故等が個人情報保護法第68条第1項に規定する場合に該当するときは、同条第2項の規定による本人への通知に要する費用その他事故等により委託者に必要となった事務に要した費用（第三者への損害賠償を含む。）については、約款第22条第1項の規定により、委託者に対して賠償しなければならない。

4 前項に規定するもののほか、受託者は、この特記事項に違反したことにより委託者に損害を与えた場合は、約款第22条第1項の規定により、委託者に対してその損害を賠償しなければならない。

5 事故等の発生により第三者に損害を与えた場合は、受託者は、約款第23条第1項の規定により、当該第三者に対し、その損害を賠償しなければならない。

暴力団排除に関する特約

(趣旨)

1 発注者（委託者及び賃借人を含む。以下同じ。）及び受注者（受託者及び賃借人を含む。以下同じ。）は、本件契約（以下「この契約」という。）を締結するに当たり、尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号。以下「条例」という。）第7条及び尼崎市公営企業局事務事業からの暴力団等の排除措置に関する要綱（平成30年4月1日実施。以下「要綱」という。）の規定に基づき、暴力団を利することとならないよう必要な措置を講じることとし、以下の各項のとおり合意する。

(契約からの暴力団等の排除)

2 受注者は、暴力団（条例第2条第4号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第5号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）及び暴力団密接関係者（同条第7号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）（以下これらを「暴力団等」という。）とこの契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせる契約その他この契約の履行に伴い締結する契約（以下「再委託等の契約」という。）を締結してはならない（既に暴力団等との間で再委託等の契約を締結している場合にあっては、当該再委託等の契約を解除しなければならない）。

3 受注者は、当該者を発注者とする再委託等の契約を締結する場合においては、この特約に準じた規定を当該再委託等の契約に定めなければならない。

4 受注者は、再委託等の契約の受注者が暴力団等であることが判明したときは、発注者に報告しなければならない。

5 受注者は、この契約の履行に伴い、暴力団等から契約の履行の妨害その他不当な手段による要求（以下「不当介入」という。）を受けたときには、発注者に報告し、所轄の警察署長（以下「警察署長」という。）に届け出て、捜査上必要な協力を行わなければならない。再委託等の契約の受注者が暴力団等から不当介入を受けた場合も、同様とする。

(役員等に関する情報提供)

6 発注者は、受注者及び再委託等の契約の受注者が暴力団等に該当しないことを確認するため、受注者に対して、それらの役員等（要綱第2条第2号に規定する役員等をいう。以下同じ。）の名簿その他の必要な情報の提供を求めることができる。

7 発注者は、受注者から提供された情報を警察署長に提供することができる。

8 発注者は、受注者又は再委託等の契約の受注者が暴力団等に該当するか否かについて、警察署長の意見を聴くことができる。

(警察署長から得た情報の利用)

9 発注者は、警察署長から得た情報を他の業務において第1項の趣旨に従い暴力団等を排除するために利用し、又は他の実施機関（本市の議会、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき本市の公の施設の管理を行わせる指定管理者をいう。以下同じ。））に提供することができる。

(発注者の解除権)

10 発注者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合においては、尼崎市物件買入契約約款、尼崎市業務委託契約約款その他の尼崎市の契約書（発注者の解除権、解除に伴う措置等）の規定を準用する。

(1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が暴力団等であることが判明したとき。

(2) 受注者が再委託等の契約を締結するに当たり、その相手方が暴力団等であると知りながら、その契約を締結したと認められるとき。

(3) 受注者が、請負等業務の全部又は一部を第三者に行わせる場合において、当該第三者が暴力団等であることが判明したときは、受注者に対し、当該第三者との間で契約を締結しないこと（既に当該第三者との間で契約を締結している場合にあっては、当該契約を解除すること）を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、受注者が正当な理由なく当該契約の条項に違反し、その違反により暴力団を利する行為をし、又はそのおそれがあると認められるとき。

(解除に伴う措置)

11 前項の規定による解除に伴い、受注者又は再委託等の契約の相手方その他関係者に損害が生じた場合であっても、受注者は発注者に対してその損害を請求することはできない。

12 受注者がこの契約（暴力団排除に関する部分に限る。）及び暴力団排除に関する特約の各条項に違反したとき

には、契約の解除、損害賠償請求その他の発注者が行う一切の措置について異議を述べるできない。

(誓約書の提出等)

- 1 3 受注者は、この契約の契約金額（単価契約にあっては、単価に予定数量を乗じて得た額に消費税相当額を加えた額）が200万円を超える場合には、発注者に対し、この契約の締結前に、次の事項に関しての誓約書を提出するものとする。
 - (1) 受注者が暴力団等でないこと。
 - (2) 再委託等の契約を締結するに当たり、暴力団等を再委託等の契約の受注者とししないこと。
 - (3) 受注者は、再委託等の契約（受注者がこの契約の履行に伴い締結する再委託等の契約を一次再委託等の契約として、以下、再委託等の契約が数次にわたるときは、そのすべての再委託等の契約を含む。以下同じ。）の受注者が暴力団等と再委託等の契約を締結しないよう指導し、二次以下の再委託等の契約の受注者が暴力団等であることが判明したときには、その旨を発注者に報告するとともに、当該再委託等の契約の発注者に対しその者を当該再委託等の契約から排除するよう要請すること。
 - (4) 受注者が前3号のほか、この契約（暴力団排除に関する部分に限る。）及び暴力団排除に関する特約の各条項に違反したときには、契約の解除、損害賠償請求その他の発注者が行う一切の措置について異議を述べないこと。
 - (5) 受注者は、この契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせる契約（以下「再委託契約」という。）の受注者から、この誓約書に準じた発注者に対する誓約書を各再委託契約の締結後直ちに提出させ（一次の再委託契約の受注者が二次の再委託契約を締結した際は、二次の再委託契約の受注者に対し発注者あての誓約書を提出させ、三次以下すべての再委託契約についても同じ。）て保管し、当該誓約書をこの契約の履行が完了した旨の報告又は届出をする時まで発注者へ提出すること。ただし、各下請契約の契約金額（同一の者と複数の下請契約を締結する場合には、その合計金額）が200万円以下の場合には、この限りでない。
 - (6) 受注者は、再委託契約の受注者が誓約書を提出していないことが判明した場合には、直ちにその提出を求め、再委託契約の受注者がこれに応じないときは、その旨を発注者に報告すること。
 - (7) 発注者が、第5号により再委託契約の受注者から提出させて保管することとした誓約書を提出するよう求めたときには、直ちにこれを提出すること。
 - (8) 発注者が、受注者又は再委託等の契約の受注者が暴力団等に該当するか否かを確認するために、それらの役員等の名簿その他の情報の提供を求めた場合には、受注者は速やかに必要な情報を発注者に提出すること。
 - (9) 発注者が、受注者又は再委託等の契約の受注者が暴力団等に該当するか否かを確認するために、受注者から提供された情報を警察署長に提供し、警察署長の意見を聴くことに承諾すること。
 - (10) 発注者が、警察署長から得た情報を他の業務において第1項の趣旨に従い暴力団等を排除するために、利用し、又は他の実施機関に提供することに承諾すること。
 - (11) 受注者は、この契約の履行に伴い、暴力団等から不当介入を受けたときには、発注者に報告し、及び警察署長に届け出て、捜査上必要な協力を行うこと。
 - (12) 受注者は、再委託等の契約の受注者に対し、当該再委託等の契約の履行に伴い不当介入を受けたときには、受注者に報告するよう指導すること。
 - (13) 受注者は、再委託等の契約の受注者から不当介入を受けたという報告を受けたとき及び再委託等の契約の受注者が当該再委託等の契約の履行に伴い不当介入を受けたことを知ったときには、発注者に報告し、警察署長に届け出て、当該再委託等の契約の受注者ととも捜査上必要な協力をすること。
- 1 4 受注者は、再委託等の契約を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の再委託等の契約を締結する場合には、その合計金額）が200万円を超えるときには、前項の規定に準じて当該再委託等の契約の受注者に誓約書を提出させ、この契約の履行が完了した旨の通知をするときまでに当該誓約書（第3項の規定によりこの特約に準じて再委託等の契約に定めた規定により提出させた誓約書を含む。）を発注者に提出しなければならない。
- 1 5 受注者は、再委託等の契約の受注者が前項の誓約書を提出していないことが判明した場合には、直ちにその提出を求めるものとし、再委託等の契約の受注者が応じないときは、その旨を発注者に報告しなければならない。
- 1 6 受注者は、第14項の規定により誓約書を提出する必要がない場合であっても、発注者がその提出を求めた場合は、誓約書を提出しなければならない。

(受注者からの協力要請)
- 1 7 受注者は、この特約の条項に定める事項を履行するに当たって、必要がある場合には、発注者及び警察署長に協力を求めることができる。